

事 務 連 絡
令和2年6月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

令和2年「国民安全の日」における各種行事の実施について（依頼）

標記のことについて、別紙のとおり内閣府事務次官から依頼がありました。

また、令和2年「国民安全の日」行事実施要綱が別添2のように定められ、7月1日（水）を中心に各種行事が実施されることになっています。

ついては、学校における安全教育の充実、安全管理の徹底に引き続き十分配慮されるとともに、同要綱に基づき、実情に応じて「国民安全の日」にふさわしい行事を実施されるようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
TEL：03-5253-4111（内線2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp

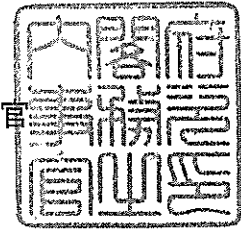


府 管 第 2 0 号

令和 2 年 6 月 1 5 日

文部科学事務次官 殿

内閣府事務次官



令和 2 年「国民安全の日」における各種行事の実施について（依頼）

7 月 1 日の「国民安全の日」は、一人一人が日常生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、安全を脅かす災害の発生の防止を図るため、昭和 3 5 年に閣議了解（別添 1 参照）により創設されたものであります。

本年も、閣議了解の趣旨を踏まえ、令和 2 年「国民安全の日」行事実施要綱が別添 2 のとおり定められましたので、同要綱に基づき、貴（院府省庁委員会）の実情に応じ「国民安全の日」にふさわしい行事を実施されるようお願いします。

なお、下部機関に対する周知方についても御配慮願います。

「国民安全の日」の創設について

昭 3 5 . 5 . 6

閣 議 了 解

1 趣 旨

国民の一人一人がその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活の安全をおびやかす災害の発生の防止をはかるため、「国民安全の日」を創設する。

2 期 日

毎年7月1日とする。

3 実施事項

産業安全、交通安全、火災予防、学校安全等の安全運動の総合的見地から一段と推進し、国民の安全に関する認識の向上と各種安全運動の連けいの強化をはかるものとし、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 1) 関係行政機関及び関係団体においては、相互に連絡協調し、職域、学校、家庭及び地域社会を中心に、その環境に即した安全思想の普及徹底に有効な広報活動を行うこと。
- 2) 安全思想の普及徹底、安全水準の向上に顕著な功績のあった個人又は団体を内閣総理大臣又は関係各大臣が表彰すること。
- 3) 国民のすべてが安全な生活環境の醸成のため、生活環境の自主的な安全点検その他「国民安全の日」にふさわしい活動をするよう勧奨すること。

なお、地方公共団体においても、「国民安全の日」の趣旨にかんがみて、適切な措置が行われるようその協力を求めるものとする。

令和 2 年「国民安全の日」行事実施要綱(案)

1. 目 標

各種安全運動の密接な連携の下に、組織的な国民安全運動が展開され、人命尊重の理念が国民生活の中に具体化されていくことを促進するものとする。

2. 行事実施期間

令和 2 年 7 月 1 日の「国民安全の日」を中心として行うほか、適宜実施するものとする。

3. 主唱者

内閣府、関係省庁及び地方公共団体とする。

4. 実施事項

(1) 主唱者は、次の事項を実施する。

- ア 内閣総理大臣等による安全功労者の表彰
- イ 安全広報資料及びポスターの発行配布
- ウ 安全に関する新聞、テレビ、ラジオ等による広報及び講演会、講習会等の開催
- エ 安全に関する児童及び生徒の作品募集
- オ 安全旗又は安全衛生旗の掲揚
- カ 街頭等における安全指導及び安全に関する啓発宣伝
- キ その他「国民安全の日」にふさわしい行事

(2) 主唱者は、次の事項が実施されるよう関係機関・団体等を指導又は勧奨する。

- ア 子供及び高齢者の事故防止のための地域、学校、家庭等生活環境の地域ぐるみの点検整備及び安全教育の推進（別添参照）
- イ 労働災害防止のための職域における安全管理体制の整備、機械設備等の安全化及び作業方法等の安全の確保
- ウ 総合的な消費者被害防止・救済策の推進
- エ 灯油、液化石油ガス及び都市ガスの消費家庭における安全確保のための消費設備等の調査点検及び消費者に対する保安啓発の実施
- オ 不特定多数の人が出入りする物品販売店舗、旅館・ホテル等における防火安全対策の徹底
- カ 災害に備えての地域ぐるみの自主防災組織の育成強化
- キ 安全標識、安全保護具及び救急用具の点検整備
- ク 災害時の応急処置としての職域、学校、町内会（団地）等を対象とした人工呼吸、心肺そ生、止血法等の教育訓練及び指導の実施
- ケ 安全に関する講演会、講習会、見学、展示会等の実施
- コ 事業場等による安全旗又は安全衛生旗の掲揚
- サ その他「国民安全の日」にふさわしい行事

子供及び高齢者の安全対策について

平成30年において子供（15歳未満）及び高齢者（65歳以上）の不慮の事故による死亡者数は約3万5千百人であり、これは、不慮の事故による死亡者総数の85％に当たる。

また、過去5年間の割合の推移^(注)をみると、平成25年は80％、平成26年は81％、平成27年は82％、平成28年は83％、平成29年は85％と不慮の事故による死亡者総数の半数以上を占めている。

このため、子供及び高齢者の安全を守るため、次に掲げる事項（子供及び高齢者の安全対策実施事項）を重点として安全対策を推進するものとする。

（注）人口動態統計の数値は、平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ（平成31年3月29日公表）による再集計によって、変更となる場合がある。

子供及び高齢者の安全対策実施事項

別添2の(別添資料)

	対 策 項 目	実 施 細 目
一 生 活 環 境	(1) 既存の団体及び組織を利用して、日常生活特に家庭における安全を図る運動を展開する。	ア 官民一体となった地域ぐるみの安全点検及びキャンペーン活動の実施 イ 子供特に幼児に対する安全のしつけの徹底 ウ 子供特に乳幼児の家庭内における事故等について、保護者等への予防・安全意識の啓発 エ 子供の危険な遊びに対する「ひと声」運動の推進 オ 家庭における応急手当に関する知識の普及と正しい救急自動車の利用についての啓発
	(2) 建築（設）資材置場、工事現場、河川、池、下水渠、用水堀、古井戸等について、安全面からの点検を行うとともに防止さく、立札等の設置を促進する。	ア 関係行政機関及び関係団体の監視体制の強化 イ 地域ぐるみの安全点検の実施及び危険個所についての管理者に対する改善措置の要請
	(3) 遊具の安全確保を推進する。	各施設管理者に対し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底
	(4) 都市公園等の遊び場の整備と校庭開放の推進を図る。	都市公園等の整備の推進及び市街地における空き地の遊び場としての開放の推進
	(5) 遊泳場、プール、遊び場等における監視体制の強化を図るよう指導する。	ア 関係機関及び地域団体等による自主監視救助体制の確立 イ 各施設管理者に対し、「プールの安全標準指針」の周知徹底
二 交 通 安 全	(1) 道路交通環境の整備を図る。	ア 子供が日常的に集団で移動する経路等における交通安全施設等の点検整備の推進 イ 生活道路等における安全な交通環境づくりの推進 ウ 歩行者及び自転車利用者の安全通行のための施策の推進
	(2) 地域・家庭ぐるみの交通安全教育の充実を図る。	ア 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 イ 幼児交通安全クラブ、交通安全少年団及び交通安全母親組織等における活動の充実 ウ 幼稚園、保育所、学校等における交通安全指導の充実 エ 家庭における交通安全意識の高揚のための巡回指導等の徹底 オ 歩行者、自転車利用者に対する交通安全教育の充実 カ 高齢運転者に対する安全運転に必要な知識・技能を習得させるための交通安全教育の充実
		キ シートベルト及びチャイルドシートの着用効果を実感できる交通安全教育と適切な着用方法等の指導徹底
	(3) 街頭における保護、誘導活動の強化を図る。	交通事故多発場所、時間等を中心とした保護、誘導活動の強化

子供及び高齢者の安全対策実施事項

別添2の(別添資料)

三 学 校 安 全	(1) 交通事故防止、防災、水難事故防止、防犯等に対する安全教育の徹底を図る。	ア 各教科等における安全教育の充実 イ 学校行事における交通安全指導及び避難訓練等の強化 ウ 水泳指導における安全のための管理及び指導の徹底
	(2) 学校の施設及び設備の安全点検整備の徹底を図る。	ア 校庭、運動場等の危険物の除去及び遊具施設の整備 イ 理科室、家庭科室等特別教室の薬品、電源、ガス等の安全管理の強化 ウ 階段、昇降口、屋上等の危険個所の安全点検及び整備 エ 避難経路や防災に関する施設・設備の安全点検及び整備
	(3) 家庭・地域の安全関係機関、団体等との連携の強化による事件・事故防止対策を推進する。	ア 通学路交通安全プログラム等に基づく通学路の安全点検及び安全確保 イ 子供の遊び場や水泳場の安全確保
四 防 火 対 策	(1) 高齢者を火災から守るため、防火対策の指導の強化を図る。	一人暮らしや寝たきりの高齢者に対する防火対策の指導の強化 (ア) 住宅用火災警報器、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備等の住宅用防災機器等の普及推進 (イ) 確実な避難手段の確保 (ウ) 寝たばこの防止と就寝前の安全の確認 (エ) 防災物品及び防災製品の普及推進
	(2) 子供に対する防火教育（保護者を含む。）の指導を推進する。	ア 年齢に応じた防火教育の徹底 (ア) 火遊びの危険性の周知徹底 (イ) 幼年及び少年消防クラブの育成強化 イ 確実な避難方法の指導 ウ 子供だけの留守番時における火災予防の指導の強化 エ 暮らしの中における防火の習慣の定着化の推進